



熊本県公報

第 1 2 0 5 5 号

平成 23 年 10 月 21 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 1
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (〃) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 家畜改良増殖計画の公表…………… (畜産課) 2
- 鶏の改良増殖計画の公表…………… (〃) 7
- 熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画の公表…………… (〃) 9
- 平成 23 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課) 20
- 公 告
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 32
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 32
- 換地計画の決定に係る権利者会議の通知…………… (農地整備課) 32
- 登 載 依 頼
- 平成 23 年度第 2 回熊本県医療審議会の開催…………… (熊本県医療審議会) 33

告 示

熊本県告示第 1 0 4 3 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
まちなかりハビリ 宇土市北段原町 6 9 番地 3	医療法人社団金森会	平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日

熊本県告示第 1 0 4 4 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
まちなかりハビリ 宇土市北段原町 6 9 番地 3	医療法人社団金森会	平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日

熊本県告示第 1 0 4 5 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 1 1 3 条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 1 1 5 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定を辞退する日
平田病院 熊本市植木町平原 2 2 1 番地	医療法人社団東洋会	平成 2 3 年 9 月 3 0 日

熊本県告示第 1 0 4 6 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
薬局フェミニックス 熊本市水前寺一丁目 1 7 番 2 3 号	平成 2 3 年 1 0 月 1 日	0 1 4 3 4 3 9

熊本県告示第 1 0 4 7 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 3 2 年度を目標とする家畜改良増殖計画を次のとおり定めたので公表する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 乳用牛

（1）基本的考え方

生産コストの低減等による酪農経営の安定と、牛乳・乳製品の安定供給を図るためには、遺伝的多様性を確保しつつ、能力・体型の改良を進める必要がある。

このため、健康な牛によって安全な生乳生産が行われることを基本に、泌乳持続性の向上や更新産次の延長等により、生涯生産性の向上に努めるものとする。

また、改良の推進及び安定的な生乳生産の確保のためには、改良・生産基盤として一定の頭数の確保が必要である。

なお、ジャージー種についても、濃厚な牛乳が生産できる品種の特性を生かした改良を進めることにより、乳量乳質の確保及び生涯生産性の向上に努めるものとする。

以上の考え方にに基づき、改良増殖に関する目標を次のとおりとする。

（2）改良目標

ア 能力

（ア）泌乳能力

乳量を増加させつつ、乳成分（特に無脂乳固形分、乳蛋白質率）の維持に努めるものとする。

（イ）泌乳持続性

泌乳持続性が高い乳用牛への改良を進めるため、泌乳持続性の評価形質（繁殖成分及び疾病耐久性成分）を組み入れた総合指数（NTP）^{（注）}の活用による改良を推進する。

注：総合指数（Nippon Total Profit Index：NTP）

泌乳能力と体型をバランス良く改良することで、長期間着実に供用できる経済性の高い乳用牛を作出するための指数である。

（ウ）繁殖能力

育成時の適正な飼養管理により十分な発育を促しつつ、初産月齢の早期化に努める。

また、分娩間隔については、発情観察、乾乳期の飼養管理等により、空胎期間の適正化を図るものとする。

乳用雌牛の能力に関する育種価目標数値(ホルスタイン種)(県平均)

	乳量	乳成分		
		乳脂肪	無脂肪固形分	乳たんぱく質
現在	+113kg/年	+2.6kg/年	+9.2kg/年	+2.9kg/年
目標 (平成32年度)	現在の改良量を引き続き維持			

注：目標値は、乳量及び乳成分量の遺伝的な能力向上を示す数値であり、平成 22 年から平成 32 年にかけての改良量の年平均値である。

乳用雌牛の能力に関する目標数値(県平均)

	品種	乳量	乳成分			初産 月齢
			乳脂肪	無脂肪固形分	乳たんぱく質	
現在	ホルスタイン ジャージー	kg	%	%	%	26か月
		8,300	3.8	8.7	3.2	
		5,200	4.8	9.4	4.0	
目標 (平成32年度)	ホルスタイン ジャージー	kg	現在の乳成分率を引き続き維持			24か月
		9,200				
		5,500				

注：泌乳能力は、牛群検定成績から搾乳牛 1 頭当たり 305 日、2 回搾乳を示した。

イ 体型

飼養環境に適した体型の斉一化及び体各部の均衡を図ることとする。特に、長命性との関係が明らかな乳器と肢蹄の改良を重視し、生涯生産性の向上を図ることとする。

ウ 改良手法

(ア) 検定の普及・定着及び充実強化

牛群検定は、個体の能力を把握し、検定から得られる情報は酪農経営における生産段階の改善を図るために有効なデータであり、牛群の斉一性を図りながら本県の乳用牛全体の能力向上につながるものである。

このため、牛群検定の加入率の向上につながる環境整備に努めるとともに、検定体制の効率的な運営を図り、牛群検定の更なる普及・定着を推進することとする。

後代検定については、計画に沿った検定娘牛の確保を行うとともに、国内遺伝資源の効率的かつ高度な活用による国内産種雄牛作出のため生産者及び関係団体が一体となって推進することとする。

(イ) 新技術の活用

DNA 解析技術を用いた遺伝的不良形質の排除及び雌雄判別技術の活用等と併せて、SNP 遺伝子解析技術等により精度が高い評価法の活用検討を進め、効率的な種畜の生産を推進する。

(ウ) 多様な乳用種の改良

濃厚な牛乳が特徴のジャージー種については、本県では小国郷地域を中心に飼養されており、品種の特性（乳成分、粗飼料利用性等）を生かしながら、改良を進める。

エ その他

(ア) 遺伝的能力を発揮させるための飼養管理等

牛群の能力水準や、労働条件、設備投資に必要なコスト、飼養環境の快適性にも配慮しつつ、遺伝的能力を発揮させるため、飼料給与、疾病予防対策、搾乳時の衛生管理等の飼養管理技術の向上を図ることとする。

また、検定による能力情報や登録による血縁情報に基づく適正交配を推進する。

(イ) 生涯生産性に関する新たな技術

泌乳持続性の向上や更新産次の延長等を図り、粗飼料利用性、繁殖性、抗病性等を考慮しつつ、生涯生産性に関する泌乳期ごとの適切な飼養管理技術を確立する。

(ウ) 講習会・共進会等の開催

乳用牛の改良増殖を推進するため、講習会、共進会等の開催について積極的に推進するものとする。

(3) 増殖目標

本県の乳用牛改良基盤を維持・確保するとともに、牛乳・乳製品の需要動向に即した生産を行うことを旨として頭数の目標を設定する。

特に、牛群検定情報の活用や、泌乳持続性を加味した乳用雌牛の選択的利用の推進、凍結精液等の雌雄判別技術の活用を図るとともに、肉専用種との交配状況に関する情報の共有等を通じ過度な交雑種生産を抑制することにより、乳用後継牛の効率的生産及び確保を図ることとする。

頭数の目標については、次のとおりとする。

総頭数 39,200 頭

このうち 2 歳以上の雌牛頭数 29,800 頭

2 肉用牛

(1) 基本的考え方

消費者ニーズに対応して、消費者等が生産履歴等を確認できるトレーサビリティシステムを活用するとともに、生産コストの低減等を進めながら、多様な国産牛肉の安定的供給を図る。

ア 肉専用種

品種の特性に応じた改良を進めることとし、脂肪交雑に配慮しつつ、増体性や早熟性、飼料の利用性等、産肉能力の向上及び飼養管理改善により生産コストの低減、品質の高位平準化を図る。特に褐毛和種については、赤身肉の生産性、粗飼料や放牧の利用性等の新たな改良方策を検討する。

また、初産月齢の早期化、分娩間隔の短縮、人工授精の受胎率向上等の繁殖能力の向上を図るため、子牛生産指数等の新たな指標を活用する。

さらに、多様化する消費者ニーズに対応するため、牛肉のおいしさに係る新たな形質に対する知見の蓄積に努めるとともに、遺伝資源の多様性を確保しながら、雌子牛の保留・導入及び繁殖用成雌牛の導入による増頭（繁殖経営の規模拡大）等により生産基盤を拡充する。

イ 乳用種・交雑種

乳用種及び交雑種については、より短い期間で生産効率を高める飼養管理の改善を図る。

(2) 改良目標

ア 能力

(ア) 種雄牛の能力

- a 遺伝的多様性を確保しながら、脂肪交雑に配慮しつつ、増体性や飼料利用性等の遺伝的能力の向上に努めるものとする。
- b 広域後代検定事業の直接検定及び現場後代検定において、遺伝的な能力評価を示す指標を掲げ、種雄牛の産肉能力向上に努めるものとする。

種雄牛の産肉能力に関する育種価向上値目標数値(県平均)

	品種	日齢枝肉重量(g)	脂肪交雑(BMS.No)
現在	褐毛和種	0(570)	0(3.2)
	黒毛和種	0(470)	0(5.7)
目標 (平成32年度)	褐毛和種	+58	+0.6
	黒毛和種	+53	±0

注 1：育種価向上値は親牛がその子に及ぼす遺伝的能力向上効果のことであり、基準年＝0として算出されるもの。平成32年度の目標数値は、同年に評価される種雄牛のうち直近年度に生産された種雄牛の数値(育種価)と基準年(平成13年度)に生まれた種雄牛の数値(育種価)の差である。

注 2：現在の欄の()内は、枝肉情報として収集した値の平均である。

(イ) 雌牛の能力

- a 繁殖能力及びほ育能力に優れ、強健で粗飼料利用性及び放牧適性の高いものとし、子牛生産指数を活用した繁殖性の向上や1年1産を目指して生産率の向上に努めるものとする。
- b 育成時の適正な飼養管理により十分な発育を促進しつつ、初産月齢の早期化に努めるものとする。
- c 遺伝的能力評価に基づく産肉能力の向上に努めるものとする。

繁殖能力に関する目標数値(県平均)

	初産月齢	分娩間隔 (日数)
現在	24.9か月	13.7か月 (415.4日)
目標 (平成32年度)	23.5か月	12.5か月 (380.2日)

(ウ) 肥育牛の能力

- a 部分肉歩留まりの高い良質な牛肉の安定的生産を図るため、品種特性に応じて肉質を考慮した肥育期間の短縮を図るとともに、個体の能力に応じた効率的な肥育に努めるものとする。
- b 肥育終了時月齢の早期化を図るため、繁殖経営においては肥育もと牛の早期出荷に努めるとともに、肥育経営においては肥育もと牛の導入月齢の早期化に努め、肥育期間の短縮等によるコスト削減に努めるものとする。

イ 体型

- (ア) 成雌牛については、繁殖性を向上させるため、適度な体積であるものとし、過大や過肥は避けるものとする。

成雌牛の体型に関する目標数値(県平均)

	品種	体高 cm	胸囲 cm	かん幅 cm	体重 kg
現在	褐毛和種	136	196	50	570
	黒毛和種	133	189	49	505
目標 (平成32年度)	褐毛和種	136	200	50	600
	黒毛和種	133	190	49	520

注 1：体重は適度な栄養状態にある牛のものである。ただし、分娩前後を除く。

注 2：数値は成熟時のものである。

ウ 改良手法

- (ア) 遺伝的能力評価に基づく計画交配により、広域的な後代検定による産肉能力評価に基づく優れた種雄牛の作出と有効利用に努めるものとする。
- (イ) 産子の枝肉情報と血縁情報に基づく遺伝的産肉能力評価による改良基礎雌牛群の整備、優良雌牛の増殖等を推進するとともに、繁殖雌牛及び種雄牛の遺伝的繁殖能力評価の活用に努めるものとする。
- (ウ) 褐毛和種については本県固有の遺伝資源であることから、遺伝的特徴を有する多様な育種資源の確保・利用を図るとともに、健全な系統分布に配慮した計画的な交配に努めるものとする。

去勢肥育もと牛の能力に関する目標数値(県平均)

	品種	肥育開始 体重	肥育終了 体重	枝肉 重量	1日平均 増体量	肉質 等級
		kg	kg	kg	kg	
現在	褐毛和種	300	730	465	0.89	2.5
	黒毛和種	285	725	470	0.72	3.7
	乳用種	285	750	435	1.08	2.1
	交雑種	270	760	480	0.84	2.6
目標 (平成32年度)	褐毛和種	300	750	470	0.99	3.0
	黒毛和種	260	710	460	0.82	3.7
	乳用種	270	800	465	1.25	2.0
	交雑種	250	780	490	1.09	3.0

(エ) 優良種牛の効率的な生産、利用を図るため、各種生産情報の収集・分析体制を整備するとともに、DNA解析、受精卵移植を活用した育種手法の導入に努めるものとする。

(オ) 繁殖能力の向上を図るため、適正な栄養管理、適度な運動の実施、確実な発情発見及び適期授精に努めるものとする。

エ その他

(ア) 遺伝的能力を十分に発揮させるため、子牛への十分な粗飼料給与及び子牛の事故率低下に努めるとともに、飼養環境の快適性にも配慮した飼養管理を推進する。また、繁殖雌牛における放牧の利用、耕畜連携等による国産粗飼料の利用を推進する。

(イ) 遺伝的の不良形質の保有状況等については、経済的損失等に即した交配指導など適切な対処及び情報公開を図るとともに、遺伝的の不良形質の早期発見による排除に努めるものとする。

(ウ) 飼料利用性及び肉のおいしさに係る脂肪酸組成等の新たな改良形質の利用について検討を行うものとする。

(エ) 講習会・共進会等の開催

肉用牛の改良増殖を推進するため、講習会、共進会等の開催について積極的に推進するものとする。

(3) 増殖目標

牛肉の需要動向に即して生産を拡大することを旨として頭数目標を設定する。

特に、遺伝的能力評価に基づく優良な繁殖雌牛の増頭を図るとともに、体外・体内受精卵移植を活用した遺伝的能力の高い肉専用種子牛の増頭及び乳用後継牛の生産に支障を来さない範囲内で、乳用雌牛の選択的利用による交雑種生産の推進を図ることとする。

また規模拡大による効率化を追求するだけでなく、多様な経営の特色ある取組による経営基盤の強化を図るものとし、市場流通のメリットが少ない低価格帯牛肉における直接販売ルートの新規開拓・拡大を図るものとする。

総頭数 1 5 7, 0 0 0 頭

このうち肉専用種 1 0 3, 7 0 0 頭

乳用種等 5 3, 3 0 0 頭

3 豚

(1) 基本的考え方

国際化の進展、長期的な飼料穀物需給のひっ迫に対応していくため、引き続き飼料要求率の改善等による低コストな豚肉生産を推進するため、純粋種豚、肥育もと豚生産用母豚、肥育豚のそれぞれにおいて、繁殖能力、産肉能力等の生産性とともに肉質等の品質の向上を図り、特長ある豚肉の生産に向けた改良を推進するものとする。

(2) 改良目標

ア 能力

(ア) 純粋種豚については、各品種の特長に応じた能力の向上に努めるとともに、繁殖能力における1腹当たり育成頭数並びに産肉能力における飼料要求率やロース芯筋内脂肪含量等に留意しつつ、改良を推進するものとする。

(イ) 肥育もと豚の効率的な生産を図るため、連産性など繁殖能力の優れた母豚の生産に努めるものとする。

(ウ) 消費者ニーズを踏まえ、脂肪量が適度な、良質で斉一性の高い豚肉の生産を図るとともに、飼料の利用性の向上を図るため、品種等の特性に応じた効率的な肥育により適正な日齢及び体重での出荷に努めるものとする。

純粋種豚の能力に関する目標数値(県平均)

	品種	繁殖能力		産肉能力			
		1腹当 たり育 成頭数	1腹当 たり子豚総 体重	飼料 要求 率	1日平均 増体重	ロース 芯の太 さ	背脂肪 層の厚 さ
現在	ランドレース	頭 9.9	kg 63	3.0	g 800	cm ² 35	cm 1.7
	大ヨークシャー	10.0	62	3.0	800	35	1.7
	デュロック	8.9	48	3.1	870	41	1.7
目標 (平成32年度)	ランドレース	10.8	68	2.9	900	35	1.7
	大ヨークシャー	10.9	69	2.9	910	35	1.7
	デュロック	9.4	53	2.9	1,000	41	1.7

注 1：繁殖能力の数値は、分娩後 3 週時齢時の母豚 1 頭当たりのものである。

注 2：産肉能力の数値（飼料要求率を除く。）は、国の雄豚の産肉能力検定（現場直接検定）のものである。

注 3：飼料要求率は、体重 1 kg を増加させるために必要な飼料量であり、飼料摂取量を増体量で除したものである。

注 4：1 日平均増体量及び飼料要求率の数値は、体重 30kg から 105kg までの間のものである。

注 5：ロース芯の太さ及び背脂肪層の厚さは、体重 105kg 到達時における体長 2 分の 1 部位のものである。

肥育もと豚生産用母豚の能力に関する数値(県平均)

	1腹当たり 生産頭数	育成率	年間分娩 回数	1腹当たり年間 離乳頭数
現在	頭 10.5	% 89	回 2.2	頭 20.6
目標 (平成32年度)	11.0	95	2.3	24.0

注：育成率及び 1 腹当たりの年間離乳頭数は、分娩後 3 週齢のものである。

肥育豚の能力に関する数値(県平均)

	出荷日齢	出荷体重	飼料要求率
現在	日 195	kg 112	3.0
目標 (平成32年度)	183	113	2.9

イ 体型

能力の向上を支えるため、強健で肢蹄が強く、発育に応じて体各部の均称がとれ、供用年数が長く飼養管理が容易なものとする。

ウ 改良手法

(ア) 本県の生産農家における利益の向上を目標に、能力検定の実施と遺伝的能力評価に基づく種豚の選抜及び利用を図るものとする。

(イ) 育種素材として多様な特性を有する純粋種豚の維持・確保及び安定供給体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 高品質な豚肉の生産を行うため、独立行政法人家畜改良センター、関係する各都道府県、民間と広域的に連携し、能力及び斉一性の高い系統及び優良種豚群の造成を図るとともに適正な交雑利用の推進に努めるものとする。

(エ) 肉質改良（ロース芯筋内脂肪含量等）及び肢蹄の強健性向上に係わる形質の評価手法の向上に努めるものとする。

(オ) 種豚の効率的な改良等に資するため、人工授精、DNA 解析及び受精卵移植等新技術の利用に努めるものとする。

エ その他

(ア) 遺伝的能力を十分発揮させるとともに、消費者に安全で信頼される豚肉生産を確保するため、HACCP 方式など適切な飼養・衛生管理の徹底により、改良の推進及び生産性の向上に努めるものとする。

(イ) 特長ある豚肉生産やより一層の生産コストの低減を図るため、エコフィード

(注) や飼料米の利用促進に努めるものとする。

注：エコフィード（ecofeed）
食品製造副産物（食品の製造過程で得られる副産物等）、余剰食品（食品として製造された後、利用されなかったもの）、調理残さ（調理に伴い発生する残さ）等を利用して製造された家畜用飼料のこと。

(3) 増殖目標

豚肉の需要動向に即した生産を行うことを旨として、総頭数は 289,000 頭とする。

4 馬

(1) 基本的な考え方

農用、競走用、乗用等それぞれの用途に応じ、遺伝的能力を改良する。併せて生産育成技術等の飼養管理の改善、特に馴致及び調教技術の向上に努めることとする。

(2) 改良目標

ア 能力及び体型

(ア) 農用馬

a 強健性の向上を図るとともに、環境適応性が高く、温順で粗飼料の利用性の高いものとする。

また、早熟で繁殖能力、ほ育能力の高いものにする。

b 体幅及び体長が適度で、体各部の均称の良いものにし、産肉量の向上を図るものとする。

繁殖能力に関する目標数値(県平均)

	繁殖開始年齢 2才の割合	受胎率	生産率
現在	41%	71%	61%
目標 (平成32年度)	50%	75%	65%

注 1：受胎率と生産率については、直近 5 年間の平均である。

注 2：生産率は、本年産子数を、前年種付頭数から受胎未確認頭数を差し引いたもので除したものである。

(イ) 競走用馬

丈夫で、競走能力の高いものにする。

(ウ) 乗用馬

強健性の向上を図るとともに性格が温順で動きの軽快な乗りやすいものにする。特に競技用馬にあつては、運動性に富み、飛越力、持久力等に優れたものにする。

イ 改良手法

(ア) 農用馬

a ブルトン種、ペルシュロン種等優良純粋種については、凍結精液を提供する関係機関の協力を得ながら、適切な維持確保に努めるものとする。

また、優良種雄馬の広域利用による改良の推進及び人工授精技術（凍結精液の活用を含む）の改善とその普及に努めるものとする。

b 産肉能力の評価方法の開発等を行い、その活用にも努めるものとする。

c 飼養管理技術、特に繁殖技術の改善、普及に努めるものとする。

(イ) 競走用馬

優良な国内外の種雄馬及び繁殖雌馬の確保と適切な利用に努めるとともに、競走成績による能力評価法の活用にも努めるものとする。

(ウ) 乗用馬

競技用の生産に当たっては、競技用としての適性に優れた種雄馬及び繁殖雌馬を確保し、その適切な利用に努めるものとする。

また、優良種雄馬の広域利用による改良の推進及び人工授精技術（凍結精液の活用を含む）の改善とその普及に努めるものとする。

ウ 講習会・共進会等の開催

種馬の改良増殖を推進するため、講習会、共進会等の開催について積極的に推進するものとする。

(3) 増殖目標

飼養頭数については、農用、競走用、乗用等それぞれの需要動向に応じた頭数となるよう努めるものとする。

熊本県告示第 1048 号

平成 32 年度を目標とする鶏の改良増殖計画を次のとおり定めたので公表する。

平成 23 年 10 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 基本的考え方

(1) 国際化の進展、長期的な飼料穀物需給のひっ迫に対応していくため、引き続き飼料要求率の改善に努め、生産コストの低減を図りながら生産能力の更なる向上を図るものとする。

(2) 消費者ニーズに対応していくうえで重要な形質である卵用鶏の卵質、肉用鶏の肉質の改良を図るものとする。

また、併せて、品質に関する統一的な評価・改良手法の利用を進めるものとする。

- (3) 消費者ニーズに対応した特長ある鶏の作出のため、在来鶏等の利用を進めるものとする。
- (4) 適正な飼養・衛生管理の推進によって、鶏の遺伝的能力を十分に発揮させるものとする。

2 改良目標

(1) 卵用鶏

ア 能力

- (ア) 飼料効率(飼料要求率)の改善とバランスをとりながら、鶏卵の生産能力(産卵率、卵重量、日産卵量、50%産卵日齢等)の改善を図り、総合的な経済性を高めることに努めるものとする。

産卵鶏の能力に関する目標数値(県平均)

	飼料要求率	鶏卵の生産能力			
		産卵率	卵重量	日産卵量	50% 産卵日齢
現在	g/個 2.1(130)	% 84	g 62	g 52	日 147
目標 (平成32年度)	2.0(124)	86	62	53	145

注1: 飼料要求率及び産卵率、卵重量、日産卵量は、それぞれ鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間における数値である。

注2: 飼料要求率の()内は、1個(62g)当たりの鶏卵を生産するために必要な飼料量(g)の数値であり、参考値である。

注3: 50%産卵日齢は、鶏群の半数の鶏が産卵を開始する日齢である。

- (イ) 卵質については、産卵期間を通じて安定した品質の卵が生産されるよう努めるものとする。

a 生産・流通段階での破卵の発生低減を図るため、卵殻強度の改良を図る。

b 消費者ニーズに対応した卵殻色、ハウユニット^{注1)}・肉斑・血斑等の改良を図る。

注1: ハウユニット

鶏卵の鮮度を判定する指標として示されるもので、次式により計算される。

$$100 \log (H - 1.7W + 7.6) - 0.37$$

Hは割った卵の卵白の高さ(mm)、Wは卵重(g)

- (ウ) 疾病に対する遺伝的な強健性の付与、飼養・衛生管理の改善等により、育成率及び生存率^{注2)}の向上に努めるものとする。

注2: 育成率及び生存率

育成率は、え付け羽数に占める生存している雛の割合であり、生存率は、入雛羽数に占める生後5か月齢等に生存している鶏の割合である。

- (エ) 産卵性については、早期に産卵を開始するとともに、産卵初期における卵重の増加と、卵重量の維持に努めるものとする。

イ 改良手法

- (ア) 特長ある系統の造成に努め、これを利用した卵用鶏の組織的な作出及び普及を促進するものとし、国、関係する都道府県、民間等、関係機関との広域的な連携を強化するものとする。

- (イ) DNA解析技術を利用した改良手法、卵質等の品質に関する評価手法の利用を推進し、効率的な改良に資するものとする。

ウ その他

鶏の遺伝的能力を十分に発揮させるため、種鶏から鶏卵生産の各段階において、HACCP方式導入等による適切な飼養・衛生管理の徹底に努めるものとする。

(2) 肉用鶏

ア 能力

- (ア) 飼料効率(飼料要求率)の改善とバランスをとりながら、生産能力(出荷体重)等の改善を図り、総合的な経済性を高めることに努めるものとする。

- (イ) 母系種鶏の繁殖能力の向上に努めるものとする。

肉用鶏の能力に関する目標数値(県平均)

	種類	飼料 要求率	体重	育成率	出荷日齢
現在			g	%	日
	ブロイラー	2.0	2,700	97	50
	在来種を活用した肉用鶏	3.0	4,259	98	105

目標 (平成32年度)	ブロイラー	1.9	2,800	98	49
	在来種を活用した肉用鶏	2.9	4,400	98	105

注 1 : 在来鶏は、「天草大王」としている。

注 2 : 飼料要求率は、え付けから出荷日齢までの期間に消費した飼料量を出荷日齢時における体重で除したものである。

注 3 : 体重は、出荷日齢時の雄雌平均体重である。

注 4 : 育成率は、出荷日齢時の生存羽数をえ付け羽数で除したものである。

(ウ) 肉質の改良については、腹腔内脂肪量の減少を図りながら、産肉性の向上に努めるものとする。

また、消費者ニーズに対応して食味に関する形質等の改良の推進に努めるとともに、飼養管理の改善により肉質の向上及び斉一化に努めるものとする。

(エ) 疾病に対する遺伝的な強健性の付与、飼養・衛生管理の改善等により、育成率の向上に努めるものとする。

イ 改良手法

(ア) 特長ある系統の造成に努め、これを利用した肉用鶏の組織的な作出及び普及を促進するものとし、国、関係する都道府県及び民間等、関係機関との広域的な連携を強化するものとする。

(イ) 在来鶏等を利用した特長のある鶏の作出に当たっては、繁殖性・肉質等の能力検定を行うものとする。

(ウ) DNA解析技術を利用した改良手法及び鶏肉の品質に関する評価手法の利用を推進し、効率的な改良に資するものとする。

ウ その他

鶏の遺伝的能力を十分に発揮させるため、種鶏から鶏肉生産の各段階において、HACCP方式導入等による適切な飼養・衛生管理の徹底に努めるものとする。

熊本県告示第 1 0 4 9 号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 8 2 号）第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、熊本県酪農・肉用牛生産近代化計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公表する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

酪農及び肉用牛生産は、牛肉、牛乳・乳製品等の形で人間に供給され、重要な動物性たんぱく質の供給源である。また、土地基盤に立脚した産業として中山間地域を含めた土地利用型農業の推進や地域を支える産業であるだけでなく、その営みは自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を発揮する上で重要な役割を担っている。

このような中、本県の酪農及び肉用牛生産は、豊富な草資源などの恵まれた立地条件を生かし、経営規模の拡大を図りながら、我が国有数の畜産県として、また、本県農業の主要部門の一つとして発展してきた。

しかしながら、近年の酪農及び肉用牛をめぐる情勢は、様々な課題を抱え、急速に変化しており、本県畜産業への深刻な影響が懸念されている。

① 担い手の減少、高齢化の進行による生産力の減退

② 肉類及び乳製品の輸入量の増加、景気の停滞等の影響による畜産物の需要及び価格の低迷

③ 国際的な穀物価格の高騰による経営への影響

④ 海外悪性伝染病の発生による畜産経営への経済的・精神的な影響及び地域経済への深刻な影響

さらに、WTO農業交渉、EPA及びFTA交渉やTPP協定など交渉の進展いかんによっては、畜産業のみならず農業・農村の持続的発展が脅かされる状況となっている。

このような情勢に対応して、国において「食料・農業・農村基本計画」や「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」が示され、平成 3 2 年度を目標とする酪農肉用牛経営の方向が示されたところである。

本県においては、国の基本方針に即して、豊かな草資源等の地域資源を活かした持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換を図るため、高い経営管理能力を備えた経営体及び意欲ある多様な担い手育成確保、家畜・畜産物の生産から加工・流通・販売において、「信頼」のモノを作ることや、6次産業化を含めた高付加価値化に取り組み、畜産経営の所得向上を図る。

1 持続可能な酪農・肉用牛生産への転換

(1) 畜産経営の高度化の推進

畜産経営体の生産・経営技術の高度化を図り、畜産物の高品質・低コスト生産、さらには環境に配慮した魅力ある畜産経営の確立と担い手の育成を目指し、普及指導員や畜産コンサルタント等による飼養管理技術及び経営指導を実施する。

(2) 畜産経営支援組織の育成及び利用推進

- 高齢化等により経営内の労働力不足が見込まれるため、労働負担の軽減や傷病時の代替給飼料生産の継業化・外部化を図るとともに、放牧の推進や牧野組合の育成等により、省力的な飼育体系の確立に努める。
- (3) 生産性・品質の向上のための家畜の改良増殖の推進
乳牛の改良については、優良種雄牛の計画交配を推進するとともに、牛群検定等で一タの活用による優良な雌牛群の整備を推進するとともに、泌乳能力、繁殖性や生涯生産性の向上と斉一化の促進を図るとともに、粗飼料利用の向上を推進する。
また、品質の高い生乳生産を目指す牛群検定や性判別精液及び受精卵移植技術などの普及・定着を通じた県産乳牛の改良増殖に努める。
肉用牛の改良については、優良種雄牛の計画交配と広域的利用、育種価や子牛生産指数を活用した繁殖雌牛群の整備等により、遺伝的多様性を備えた産肉能力の向上を推進する。
また、飼料自給率の向上及び放牧の推進を図るため、粗飼料の利用性の高い牛群への整備を促進するとともに、繁殖性及び強健性の向上を図る。
- (4) コスト低減等による経営体質の強化
酪農経営については、需要的な飼養管理方式の導入や生産技術・飼養管理技術の向上による酪農経営の基盤強化を図る。
このため、牛群検定による雌牛群の改良を推進し、1頭当たり乳量の向上に努めるとともに、飼料基盤の整備、確保による自給飼料の増産や外部支援組織の利用及び省力型飼養管理施設の導入による労働時間の削減等により、生産コストを低減する。
肉用牛経営については、飼養規模の拡大による安定的な経営体を育成しながら、家畜の改良や飼養管理の改善による品質向上を図る。また、繁殖経営1戸当たりの増頭に加え、繁殖経営への新規参入者の育成による生産基盤の充実強化を図り、中山間地資源の活用等により、生産コストを削減する。
- (5) 生産性向上のための新技術の導入・普及
酪農及び肉用牛生産に係る生産性向上を図るため、性判別精液や受精卵移植技術、DNA解析技術、哺乳や搾乳のロボット化等飼養管理技術、周年放牧・水田畑放牧や広域放牧等の熊本型放牧技術などの技術の普及を推進する。
- (6) 本県特有の地域資源を活かした酪農及び肉用牛生産の推進
消費者においては、霜降り牛肉だけでなく、消費者の健康志向の高まりを背景として、脂肪量の適度な牛肉など嗜好も多様化していることから、脂肪交雑の高い牛肉の生産のみならず、豊かな草資源を活用したヘルシーな畜産物を生産するなど、本県の地域資源を活かした畜産経営を推進する。
- (7) 6次産業化による畜産物の高付加価値化
多様な品種、豊富な生産量を誇る牛肉をはじめとする本県の特色ある畜産物資源を生かし、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある酪農及び肉用牛経営者や農業団体が畜産物の加工販売を行うなど高付加価値化の取組の推進や、中小企業と連携した新たな商品化への取組等による6次産業化を推進する。
- 2 家畜衛生対策の充実・強化
家畜衛生対策については、乳用牛及び肉用牛の疾病による損耗を防止し、生産性の向上を図るため、飼養規模の拡大に伴う飼養環境の変化、疾病の多様化等に対応して、特に次の点に重点をおいて疾病の早期発見、予防注射の実施、飼養環境の改善、飼料給与の適正化などにより、予防衛生対策を推進する。
- (1) 乳用牛について、生乳の品質向上及び生産性の向上を図るための乳房炎防止対策の推進
- (2) 肉用繁殖牛について、「1年1産」を目標とする生産性の向上を阻害する各種疾病等の防除
- (3) 初生牛について、初乳の適正給与と飼養管理技術の改善による事故率の低下
- (4) 放牧牛について、放牧管理技術の改善によるピロプラズマ病等放牧病の予防
- (5) 輸入牛の着地検査の強化による疾病のまん延防止や稲わら等輸入粗飼料の監視強化による海外悪性伝染病の侵入防止
- (6) 家畜衛生防疫を担う獣医師の確保・育成
また、国際化の進展による人や物資の交流の増大や経営の大規模化の進展といった現状から、口蹄疫等の海外悪性伝染病の発生に備え、家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準を周知し、異常な家畜の早期発見や畜舎の消毒など衛生管理の徹底を推進し、侵入防止対策に万全を期するとともに、国の法制度整備等に対応した危機管理体制の再点検・強化を行う。
さらには県内で海外悪性伝染病が発生した場合は、被害が最小限となるよう、迅速かつ適正な防疫態勢を構築する。
- 3 家畜排せつ物の利用の推進と土づくりとの連携
家畜排せつ物の適正管理と利用を進めることにより、資源の有効利用や環境と調和した畜産を推進することが重要である。このため、家畜排せつ物のたい肥化などをさらに推進するとともに畜産経営における環境負荷の一層の低減を目指す。また、稲わらとたい肥の交換や、たい肥の散布作業の受託など耕畜連携により、耕種農家における土づく

りを推進する。

- (1) 家畜排せつ物の利用の推進と良質たい肥の生産
講習会の実施等により、家畜排せつ物の利用の推進についてさらなる意識向上を図る。

また、成分調整たい肥など、高機能たい肥の生産を目指すとともに、たい肥の地域内外での流通を推進し、有効利用を図る。

- (2) 耕畜連携による土づくりの推進
耕種農家のたい肥利用による土づくりを推進するため、たい肥の運搬や散布作業を行う体制や組織の整備を推進する。

また、たい肥と稲わらの交換など、耕種農家と畜産農家双方とも、有益な仕組みを構築する。

- (3) 環境負荷の低減による持続的畜産経営の推進

家畜排せつ物の適正管理指導を実施するほか、たい肥などの施設の点検を推進する。

また、地下水汚染の防止等の観点から、家畜排せつ物の適正な管理と利用のほか、汚水対策や悪臭対策など、環境対策全般の取組の重要性についても、さらなる意識向上を図る。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の対象とならない小規模畜産農家についても、家畜排せつ物の適正管理及び利用を推進するとともに、自給飼料生産におけるたい肥や化学肥料の施用について、施肥基準に基づく適正な施用を推進する。

4 国産飼料に立脚した畜産経営の推進

畜産経営は、飼料の大部分を海外からの輸入穀物に依存しており、国際穀物相場の変動によって大きな影響を受ける。また、稲わらなどの輸入粗飼料の利用に関しては、口蹄疫などの海外悪性伝染病のリスクが指摘されている。

そこで、本県の恵まれた草資源を活用した放牧の推進とともに、稲発酵粗飼料（稲WSCS）・飼料用米等の水田飼料作物の生産を振興し、飼料自給率向上を図り、国産飼料を活用した特徴ある安心・安全な畜産物の生産を実現する。

- (1) 自給飼料基盤の拡大・強化

水田等を活用した稲WSCSや飼料用稲栽培、稲わら等地域資源の利用体制の確立及び耕畜連携による飼料の生産・利用を進めるための仕組みづくりを支援するとともに、生産、流通段階でのコスト低減を進め、自給飼料生産基盤を強化する。

- (2) 効率的な飼料生産及び支援組織の育成

作業効率や収量・品質向上を図るため、ほ場の集団化や優良品種の作付けを推進するとともに、省力的な飼料生産を行うため、コントラクターなどの作業外部化集団の育成、高性能な飼料収穫機械の導入及びTMRセンターの整備を進める。

- (3) 地域の実情に応じた放牧の推進

草地、実野や水田等での放牧は、低コストで省力的な肉用牛繁殖経営方式及び耕地の有効活用方法であることから、阿蘇地域などの草地・牧野を活用した広域放牧や1年を通じた放牧を行う周年放牧及び休耕田等を利用した水田放牧等地域の特性に応じた熊本型放牧を推進する。

- (4) 飼料自給率向上に向けたエコフィードの利用推進

酪農及び肉用牛経営における自給率の向上や飼料費の低減を目指し、地域で排出される食品製造副産物や余剰食品等多様な飼料資源を有効活用を推進するため、畜産農家への利用方法、安全性の普及啓発活動等エコフィードの利用拡大に向けた取組を進める。

5 消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通及び消費者への理解醸成

- (1) 家畜・畜産物の安全性の向上

家畜・畜産物の安全性の向上については、動物用医薬品、飼料添加物及び農薬等利用販売に関する規制について、一層の周知徹底を行い、適正使用を指導するとともに、生産履歴の記帳を推進し、トレーサビリティシステムの充実を図る。

- (2) HACCP導入による安全かつ消費者から信頼される畜産物の生産推進

生産（農場）から流通（食肉処理施設）までの工程にHACCPを導入した高度な衛生管理体制の構築を推進し、安全性の向上対策の整備及び強化を図る。

- (3) 消費者ニーズに応えた畜産物の消費拡大

本県畜産物の認知度向上及び消費拡大を図るため、PR活動や各種キャンペーンを通じた、各畜種の特性や飼養条件等本県の特色を活かした銘柄の確立及び定着を図る。また、県内向けの畜産物の販売促進等を通じ地産地消を推進する。

さらに、今後、県産畜産物の海外への販売チャネルの拡大が必要であることから、海外市場を含めた食肉及び牛乳・乳製品の新規需要開拓等の取組を推進する。

- (4) 家畜・畜産物に関する消費者への理解醸成

ふれあい牧場や酪農教育ファームをはじめ、消費者と生産者が交流を深める産地交流や畜産物材料講習、さらには、家畜が食肉になるまでの工程見学などの体験活動を通じて、消費者に対する「食」、「生命」及び「心」に関する教育を実施するなど、生産者と消費者の交流を深め、畜産の生産現場及び畜産物についての理解促進や食育を推進する。

第2 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成20年度）					目標（平成32年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
熊本県	県内一円（小国郷地域以外）	頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
		42,000	31,800	29,500	8,300	243,644	37,900	28,700	26,600	9,200	243,912
小国郷地域	小国町 南小国町	1,400	1,200	1,000	5,200	5,156	1,300	1,100	900	5,500	4,888
合計		43,400	33,000	30,500		248,800	39,200	29,800	27,500		248,800

（注）1 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

2 成牛とは、24か月齢以上のものをいう。以下諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成20年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
熊本県	県内一円	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		147,400	33,000	39,100	23,400	95,500	13,500	38,500	52,000

（注）1 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下諸表において同じ。

3 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

区域名	区域の範囲	目標（平成32年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
熊本県	県内一円	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		157,000	35,200	48,300	20,200	103,700	15,800	37,500	53,300

第3 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名		経営形態	経営概要							生産性指標						備考		
			飼養形態				飼料生産			牛		土・草						
			経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (うち放牧地)	作付体系	外部化								作付 延べ面積	ふん尿 処理方式
			経産牛 頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (うち放牧地)	作付体系	外部化	作付 延べ面積	ふん尿 処理方式	経産牛 1頭当たり 乳量	更新産次	10a当たり 生産量 (TDN)	経営内飼 料自給率 (TDN)	粗飼料 給与率 (TDN)	たい肥 利用方法	
経産牛 50頭規模	現在 目標	家族経営	頭以上				ha			ha		kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上		
			40	タイスト	ヘルン-利用	分離給与	()	トクモコシ 2期作	収穫作業	トクモコシ 3.0	ふん尿混 合スリ-	8,300	3.7	1,700	7	44	自家利用 14%	トクモコシ 二期作栽培
			50	タイスト	ヘルン-利用	分離給与	()	トクモコシ 2期作	収穫作業	トクモコシ 6.0	ふん尿混 合スリ-	9,200	4.5	2,000	13	45	自家利用 22%	トクモコシ 二期作栽培
経産牛 80頭規模	現在 目標	家族経営	50	タイスト	ヘルン-利用	TMR	()	トクモコシ 2期作	収穫作業	トクモコシ 4.5	ふん尿混 合スリ-	8,300	3.7	1,700	11	41	自家利用 16%	トクモコシ 二期作栽培
			80	タイスト・ハイ ランド(搾乳・飼 料自給率向上 装置)	ヘルン-利用	TMR	()	トクモコシ 2期作	収穫作業	トクモコシ 8.0	ふん尿混 合スリ-	9,200	4.5	2,000	13	44	自家利用 18%	トクモコシ 二期作栽培
経産牛 200頭規模	現在 目標	法人経営	100	フリースト・ ヘルン-	ヘルン-利用	TMR	()	トクモコシ 2期作	収穫作業	トクモコシ 6.0	ふん尿混 合堆肥化	8,300	3.7	1,700	6	42	自家利用 19%	トクモコシ 二期作栽培
			200	フリースト・ ヘルン-	ヘルン-利用	TMR	()	トクモコシ 2期作	収穫作業	トクモコシ 20.0	ふん尿混 合堆肥化	9,200	4.5	2,000	13	44	自家利用 30%	トクモコシ 二期作栽培

2 肉用牛経営方式

（1）肉専用種繁殖経営

(2) 肉専用種肥育経営

(3) 肉専用種繁殖肥育一貫経営

(4) 交雜種肥育經營

(5) 乳用種肥育經營[illegible]

		頭以上				ha		t/ha			kg/ha		kg/ha		kg/ha		%		%			
乳用種 肥育牛 300頭規模	現在	家族複合	200	牛房群飼	分離給与	4777、稲 わら収集	稲わら14.0 4777 6.0	ふん尿混 合堆肥化	1.5	21.4	19.9	750	1.12	B-3等級 4%以上	277	12	11	自家利用 100%	乳用種 去勢			
	目標	家族専業	300	牛房群飼	分離給与	スダン+47 77、 WCS、稲わ ら	稲わら18.0 9.0	ふん尿混 合堆肥化	1.0	20.0	19.0	800	1.29	B-3等級 10%以上	372	14	11	自家利用 100%				

第4 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 乳牛飼養構造

区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養 頭数 ③／②
					総数 ③	うち成牛 頭数 ④	
熊本県 一円	現在	戸 74,200	戸 790 (0)	% 1	頭 43,400	頭 33,000	頭 57
	目標	戸 74,200	戸 580 (0)	% 1	頭 39,200	頭 29,800	頭 68

(注) 「飼養農家戸数」欄の()は、子畜のみを飼育している農家戸数で飼養農家戸数の内数

(2) 乳牛の飼養規模拡大のための措置

- ア 品質の高い生乳生産を目指すため、優良な県産乳用牛の確保を基本としながら、牛群検定や受精卵移植などの普及定着を通じた乳牛の改良増殖に努める。
乳牛については、泌乳量等個体の能力に見合った飼料給与や健康管理が必要であり、牛群検定等のデータを活用して、適切な飼養管理により生産性を向上させるとともに、優秀な国内種雄牛作出にも貢献するため、牛群検定の普及促進を図る。
- イ 需要の動向に即した計画的な規模拡大を図るため、フリーストール・ミルクングパーラー方式やスタンション方式に応じて、TMRや自動給餌機のほか哺乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置等の新しい飼養管理技術の活用により、生産コストの低減や省力化を推進する。
- ウ 飼料自給率の向上を図るため、農地（耕作放棄地・休耕田を含む。）を効率的に利用するとともに、生産組織やコントラクター等を活用した作業の省力化の取組を進め、国産飼料に立脚した酪農経営への転換を目指す。

2 肉用牛

(1) 肉用牛飼養構造

区域名			① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用 種繁殖 経営	熊本県 内一円	現在	戸 74,200	戸 3,220	% 4.3	頭 47,400	頭 47,400	頭 28,300	頭 19,100	頭	頭	頭	
		目標		2,375		42,200	42,200	26,800	15,400				
肉専用 種肥育 経営	熊本県 内一円	現在	74,200	486 (162)	0.7	48,100	48,100	4,700 (4,700)	39,100 (14,000)	4,300			
		目標		402 (197)		61,500	61,500	8,400 (8,400)	48,300 (22,000)	4,800			
乳用 種・交 雑種肥 育経営	熊本県 内一円	現在	74,200	235	0.3	52,000					52,000	13,500	38,500
		目標		230		53,300					53,300	15,800	37,500

(注) () 内は、一貫経営について内数で記載

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

- ア 肉専用種繁殖経営にあつては、繁殖雌牛の導入による増頭と併せて、育種価を活用した産肉能力の向上及び子牛生産指数を活用しながら、系統間交配が維持可能な遺伝的多様性を備えた繁殖能力の高い雌牛群の整備と増殖を進める。
- イ 生産コストの低減や省力化に当たっては、市場出荷までの子牛の共同育成や放し飼い畜舎などの省力・低コスト施設により、経営規模の拡大を進めるとともに、周年放牧、水田・畑放牧及び広域放牧の推進により中山間地の豊富な草資源の活用に努める。
- ウ 肉専用種肥育経営にあつては、遺伝的能力を十分に発揮する適切な飼料設計及び飼養管理技術の改善により品質向上及び適正出荷に努めるとともに、自給飼料中心の給与体系への転換を通じた生産性の向上等、飼料用米や稲WCS等地域の飼料資源等を活用した生産コストの低減を図る。
- また、県内における繁殖経営と肥育経営の均衡ある発展を図るため、経営内一貫経営や地域内一貫生産体制の確立を目指す。
- エ 乳用種・交雑種肥育経営にあつては、規模拡大と併せて、できるだけ早期から個体の能力に応じた効果的な飼養管理に努め、肥育期間の短縮を図るとともに、自給飼料中心の給与体系や地域内飼料資源を活用した低コスト生産に努める。

第5 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込量（目標年度）

区分		頭数 ①	1頭当たり 年間必要 TDN量 ②	年間必要TDN 量 ③＝ ①×②	粗飼料給与率		粗飼料自給率		都道府県内産飼料から 供給されるTDN量				飼料 自給率 ⑫＝⑪ /③	現在の 飼料 自給率 ⑬	備考	
					うち 良質 ④	うち 低質 ⑤	うち 良質 ⑥	うち 低質 ⑦	粗飼料		濃厚 飼料⑩	計 ⑪＝③＋④＋⑤				
									⑧＝③×④× ⑥	⑨＝③×⑤ ×⑦						
乳牛	成牛	29,800	5,405	161,069,000	47.1%	2.0%	97.0%	100.0%	73,587,594	3,221,380	679,398	77,488,372	48.1%	36.5%	・「うち良質」とは、飼料用を目的として栽培される飼料作物のこと。 ・「うち低質」とは、肥培管理していない野草、稲わら等のこと。	
	育成牛	9,400	1,661	15,613,400	80.1%	9.0%	97.0%	100.0%	12,131,143	1,405,206	119,894	13,656,243	87.5%	38.8%		
	計	39,200	4,507	176,682,400	55.0%	3.7%	97.0%	100.0%	85,718,737	4,626,586	799,292	91,144,615	51.6%	36.8%		
肉用牛	繁殖雌牛	35,200	1,701	59,875,200	88.6%	2.5%	98.0%	100.0%	51,988,439	1,496,880	271,759	53,757,078	89.8%	67.3%		
	育成牛	20,200	1,449	29,269,800	86.0%	1.7%	98.0%	100.0%	24,668,587	497,587	127,887	25,294,061	86.4%	65.5%		
	計	55,400	1,609	89,145,000	87.7%	2.2%	98.0%	100.0%	76,657,026	1,994,467	399,646	79,051,139	88.7%	66.7%		
	肥育牛	肉専用種	48,300	2,515	121,474,500	8.0%	5.6%	97.0%	100.0%	9,426,421	6,802,572	2,128,018	18,357,011	15.1%		7.8%
		乳用種	15,800	2,493	39,389,400	6.0%	5.8%	97.0%	100.0%	2,292,463	2,284,585	604,312	5,181,360	13.2%		7.8%
		交雑種	37,500	2,493	93,487,500	7.2%	6.5%	97.0%	100.0%	6,529,167	6,076,688	1,663,776	14,269,631	15.3%		7.8%
	計	101,600	2,503	254,351,400	7.4%	6.0%	97.0%	100.0%	18,248,051	15,163,845	4,396,106	37,808,002	14.9%	7.8%		
合計		196,200	2,651	520,178,800	39.6%	4.4%	97.3%	100.0%	180,623,815	21,784,897	5,595,044	208,003,756	40.0%	30.2%		

2 飼料給与
(1) 飼料給与

		現在	目標
都道府県内産飼料	粗飼料	TDNkg 253,262,630	TDNkg 321,083,696
	牧草類（良質粗飼料）	187,662,134	238,499,000
	稲発酵粗飼料（WCS）	12,485,000	22,000,000
	野草	47,542,373	51,450,000
	稲わら	18,058,124	31,134,696
	その他	0	0
	濃厚飼料	1,244,192	8,633,311
	飼料用米	1,024,922	8,413,600
	エコフィード等	219,270	219,711
	その他	0	0

	合計	254,506,822	329,717,007
都道府県外産飼料	粗飼料	35,169,507	0
	輸入品	35,169,507	0
	濃厚飼料	282,571,190	291,538,328
	飼料用米	0	0
	エコフィード等	238,200	238,200
	輸入品	282,332,990	291,300,128
	合計	317,740,698	291,538,328

(2) 具体的措置

ア 自給粗飼料については、引き続き生産を拡大する。特に、水田粗飼料は、耕種農家と畜産農家が協力できる仕組みづくりを支援し、耕畜連携による飼料の生産・利用を進める。

イ 飼料用米については、生産、流通段階での低コスト化や、国産飼料などによる畜産物の高付加価値化を進め、耕種農家、畜産農家の連携した生産・利用体制を構築する。

ウ エコフィードについては、畜産農家へ利用法、安全性の普及啓発活動、排出業者と畜産農家のマッチング活動を実施し、TMRの原料としての利用を推進する。

3 飼料供給計画

(1) 飼料供給計画

区域名	区分	現在（平成20年）													備考			
		飼料作物の作付面積					放牧面積							稲わら		飼料供給地面積 ③=①+②×0.1	乳牛換算1頭当たり ④a	飼料用米作付け面積
		田	稲発酵粗飼料(WCS)	普通畑	牧草地	計①	林地	野草地	小計②	田	畑	その他	計					
熊本県 円	飼料作物作付面積(ha)	10,959	2,270	4,297	6,331	21,588								22,892	29.37	246	TDN換算量(%) トクモロコシ18.1 イソアライグマ、WCS22.0	
	野草地等面積(ha)						104	12,937	13,041	153	218	29	13,441	9,301				
	生産量(t)	429,292	56,750	217,242	252,622	899,156	2,579	320,846						47,900		1,267		
	生産量のTDN換算量(t)	95,267	12,485	37,357	55,038	187,662	379	47,163	47,542				47,542	18,058		1,025		
	10a当たり生産量(t)	3.92	2.50	5.06	3.99	4.17	2.48	2.48								0.52		
	10a当たりTDN量(t)	0.87	0.55	0.87	0.87	0.87	0.36	0.36								0.42		

区域名	区分	目標（平成32年）															備考		
		飼料作物の作付面積					放牧面積								稲わら	飼料供給地面積 ③=①+②×0.1		乳牛換算1頭当たり ④a	飼料用米作付け面積
		田	稲発酵粗飼料(WCS)	普通畑	牧草地	計①	林地	野草地	小計②	田	畑	その他	計						
熊本県一円	飼料作物作付面積(ha)	14,732	4,000	5,015	7,853	27,600								29,012	38.16	1,600	TDN換算量(%) トクモロコシ18.1 イソアライグマ、WCS22.0		
	野草地等面積(ha)						120	14,000	14,120	200	250	50	14,620	16,036					
	生産量(t)	561,825	100,000	255,485	313,330	1,130,640	2,975	347,025						82,585		8,240			
	生産量のTDN換算量(t)	127,307	22,000	43,333	67,859	238,499	437	51,013	51,450				51,450	31,135		8,414			
	10a当たり生産量(t)	3.81	2.50	5.09	3.99	4.10	2.48	2.48								0.52			
	10a当たりTDN量(t)	0.86	0.55	0.86	0.86	0.86	0.36	0.36								0.53			

(2) 具体的措置

ア 効率的な飼料生産

作業効率や収量・品質向上を図るため、ほ場の集団化や優良品種の作付けを推進するとともに、省力的な飼料生産を行うため、コントラクター等の作業外部化集団の育成、高性能な飼料収穫機械の導入及びTMRセンターの整備を進める。

・飼料作物

トウモロコシの二期作や稲WCSとイタリアンライグラスの二毛作等耕地の高度利用を進めるため、不耕起播種技術の推進や農地の利用集積を進める。

・稲WCS、飼料用米及び稲わら等

熊本県の稲WCSは全国有数の作付面積となっており、今後とも、作付け・利用拡大を図り、単収や品質を高め、単位面積当たりの栄養収量の向上を進める。

飼料用米については、耕種部門と畜産部門の連携強化により、畜産利用の拡大と低コスト生産を推進する。

稲わらについては、飼料用米収穫後の稲わらを収集できる体制づくりを進めるとともに、稲WCS、飼料用米、稲わら、裏作のイタリアンライグラス等水田の有効利用を推進する。

イ 放牧の推進

草地、牧野及び水田等での放牧は、低コストで省力的な肉用牛繁殖経営方法として、また耕地の有効活用方法としても今後とも推進を図る。

具体的には、阿蘇地域等の草地・原野を活用した広域放牧や1年を通じた放牧を行う周年放牧及び休耕田等を利用した水田放牧等の「熊本型放牧」を推進する。

※熊本型放牧：水田畑地等放牧、広域放牧及び周年放牧

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区域名	現在の飼料基盤面積				目標年度までの事業実施予定面積				
					造成	整備			
	牧草地	飼料畑	その他	計		牧草地	飼料畑	その他	計
熊本	0	521	0	521	0		15		15
宇城	21	141	37	199	10	10	10		20
玉名	16	422	61	499	15		0		0
鹿本	8	161	22	191	0		15		15
菊池	95	2,763	45	2,903	0		15		15
阿蘇	4,925	946	16,959	22,830	60	45			45
上益城	353	415	308	1,076	10	10	10		20
八代	0	17	0	17	0				0
芦北	5	6	4	15	0			15	15
球磨	162	1,185	146	1,493	30		30	185	215
天草	126	289	135	550	0			60	60
県計	5,711	6,866	17,717	30,294	125	65	95	260	420

(注) その他は、野草地及び放牧に利用される林地等

(2) 具体的措置

本県は、水田や畑に加え、阿蘇地域周辺の高原等の土地資源に恵まれており、土地資源を最大限に活用するため次の取組を推進する。

ア 阿蘇地域等の草地等について、草地造成・更新を計画的に進め、生産性の向上を図る。また、果樹園跡地等の未利用地については、草地整備を行い、放牧等畜産としての利用を推進する。

イ 水田及び畑については、畜産経営へ農地の集積を進めるとともに、飼料作物の団地化を図り、効率的な生産を推進する。併せて、暗きよなどのほ場整備を進め、イタリアンライグラスなどの飼料作物の安定的生産を推進する。

第5 集送乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

九州生乳販売農業協同組合連合会が主体となって行う広域流通の合理化を推進する。集乳については、県内酪農団体の連携、統合等による集乳の効率化を推進し、集乳時間の短縮及び集乳経費の節減を図る。送乳については、厳格な温度管理と往復輸送が可能なソフトタンクの活用等により、長距離輸送における品質保持や物流合理化による送乳経費の節減、さらには送乳に伴う二酸化炭素排出の削減を図る。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態に対応した流通体制の構築に配慮しつつ、乳業の合理化、経営体質の強化を図るため、乳業工場の稼働率向上等により、牛乳・乳製品の製造販売コストの低減を図る。原料バター及び脱脂粉乳の製造コストについては、現状の8割程度を合理化の目標とする。

区域名			工場数 (1日当たり生乳処理 量2t以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②× 100	備考
熊本県 内一円	現在 (平成21年)	飲用牛乳を 主に製造す る工場	6	合計	kg 330,000	kg 693,000	% 48	
				1工場平均	55,000	115,500	48	
		乳製品を主 に製造する 工場	1	合計	95,000	460,000	21	
				1工場平均	95,000	460,000	21	
	目標 (平成32年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	6	合計	363,000	693,000	52	
				1工場平均	60,500	115,500	52	
		乳製品を主 に製造する 工場	1	合計	104,500	460,000	23	
				1工場平均	104,500	460,000	23	

(2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

消費者の食品の安全・安心に対する関心の高まりに対応するため、品質の向上及び衛生対策の高度化を推進する。具体的には、HACCP（危害分析重要管理点方式）の概念を取り入れ、総合衛生管理製造過程承認制度の導入による管理体制の強化を推進する。ただし、中小乳業者においては、施設の更新等の負担等により導入が困難である業者も見受けられるため、このような業者にあつては、HACCPに準じた取組を実施するなど、安全性の確保を図る。

また、生乳生産者団体と乳業メーカーで検討が進められている、九州全域を対象とし生乳検査を実施する第三者機関の設立について、関係機関と協力しその設立及び適切な運営のほか、県内において生乳検査を実施している社団法人熊本県生乳検査協会からの円滑な業務の移行について適切に対応する。

(3) 需要の拡大

これまでの学校給食用牛乳供給事業等の消費拡大対策や啓発事業の効果などにより、チーズ・はっ酵乳の消費は順調に増加しているが、飲用牛乳については、他飲料との競合とともに、ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化により消費が減少している。

このため、消費者のニーズを的確に分析・把握し、牛乳・乳製品の需要拡大の取組に反映させていくほか、家庭での消費拡大のため牛乳の機能性・有用性等に関する正確な情報提供や牛乳を利用した料理の普及、新商品開発の促進、海外市場を含めた新規需要開拓等の取組を推進する。

(4) その他

生乳成分は、乳脂肪3.79パーセント、無脂固形分8.71パーセント、乳蛋白3.22パーセントと改良目標に沿って向上してきた。しかし、体細胞数については約30万個／ミリリットルと依然として高く、衛生面及び乳成分組成に関する乳質の向上が課題となっており、近年の食の安全に対する意識の高まりに対応するためにも、乳質、特に体細胞数の改善が必要である。

このため、体細胞数については20万個／ミリリットル未満を目標とし、牛群検定データの活用及び搾乳衛生等の徹底により高品質な生乳生産を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状（平成20年）

名称	開設者	登録 年月日	年間開催回数（延べ316日）						年間取引頭数（平成20年度）					
			肉専用種		乳用種等		(参考)		肉専用種		乳用種等		(参考)	
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚
熊本県家畜市場	熊本県畜産農業協同組合連合会	H7.4.1	回(日) 36	回(日) 36	回(日) 52 (52)	回(日) 52 (52)	回(日) 36 (36)	回(日) 52	頭 14,788	頭 3,407	頭 25,132 (17,012)	頭 13,385 (12,599)	頭 2,638 (601)	頭 6,969
熊本市家畜市場	熊本市農業協同組合	S33.08.26			28		12				1,856 (617)		1,346	
小国家畜市場	阿蘇農業協同組合	S31.12.10	6	6		6 (6)	6		479	87		127 (117)	59	

南阿蘇家畜市場	南阿蘇畜産農業協同組合	S45.05.28	6	6					2,931	403				
球磨家畜市場	球磨畜産農業協同組合	S44.10.31	12	6					4,322	302				
天草家畜市場	天草畜産農業協同組合	S46.03.30	6	4					2,776	242				
計	6 か所	—	66	58	80	58	54	52	25,296	4,441	26,988	13,512	4,043	6,969
					(52)	(58)	(36)				(17,629)	(12,716)	(601)	

(注) 1 初生牛とは生後1～2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く。）、成牛とは生後1年以上のもの。

2 () は乳用種等の内数で交雑種の頭数。

イ 家畜市場の再編目標

家畜市場については、子牛の適正価格の確保及び繁殖農家の経営安定等を目的として、県下全域を対象とした市場の整備統合を推進し、平成6年度には6家畜市場に整備統合した。今後は成牛市場についても、状況に応じてさらに市場の再編を進めていくこととする。

(2) 地域内一貫生産の推進

区分			現在（平成20年度）						目標（平成32年度）					
			①子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数	①子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数
				県内仕向	②うち区域内仕向	県外仕向	②/①			県内仕向	②うち区域内仕向	県外仕向	②/①	
肉専用種	県下一円	雄	11,468	7,923	7,923	3,545	69.1	17,211	13,020	9,860	9,860	3,160	75.7	19,020
		雌	10,630	5,574	5,574	5,056	52.4	11,100	12,060	6,930	6,930	5,130	57.5	12,270
		計	22,098	13,497	13,497	8,601	61.1	28,311	25,080	16,790	16,790	8,290	66.9	31,290
乳用種	県下一円	雄	6,560	4,778	4,778	1,782	72.8	11,580	5,910	4,720	4,720	1,190	79.9	12,040
		雌	7,270	7,030	7,030	240	96.7	374	6,550	6,330	6,330	220	96.6	390
		計	13,830	11,808	11,808	2,022	85.4	11,954	12,460	11,050	11,050	1,410	88.7	12,430
交雑種	県下一円	雄	5,360	2,586	2,586	2,774	48.2	14,097	4,830	2,550	2,550	2,280	52.8	14,480
		雌	4,840	1,767	1,767	3,073	36.5	14,031	4,360	1,740	1,740	2,620	39.9	14,420
		計	10,200	4,353	4,353	5,847	42.7	28,128	9,190	4,290	4,290	4,900	46.7	28,900

(3) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり①		と畜実績 1日当たり②		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり③		部分肉処理 実績1日当たり④		稼働率 ④/③ %
				うち牛	うち豚	うち牛	うち豚		うち牛	うち豚	うち牛	うち豚	
熊本市食肉センター	熊本市	S40.1.29	246	790	160	359	145	45.4	—	—	—	—	—
熊本畜産流通センター	熊本畜産流通センター	S61.04.01	259	1,900	600	1,019	440	53.6	680	280	493	168	72.5
人吉球磨広域行政組合食肉センター	人吉球磨広域行政組合	S50.01.14	233	232	232	152	152	65.5	—	—	—	—	—

計	3 か所			2,922	992	1,530	737	52.4	680	280	493	168	72.5

(注) 頭数は、豚換算(牛1頭＝豚4頭)。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標
県内には牛肉の処理施設として3か所の食肉センターが稼働しているが、稼働率維持のためには取扱頭数の確保や、消費者の食への関心の高まりに対応するための衛生施設整備等が大きな負担となっている。そのため、牛肉流通をより効率化するために、株式会社熊本畜産流通センターを本県の畜産物流通の拠点と位置付けた再編を推進する。

また、部分肉仕向割合の増加を図ることにより、流通コストを低減させ、併せて食肉センターの稼働率向上を推進する。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域名		現在（平成20年度）						目標（平成32年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先				②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①
			県内			県外			県内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
		頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
県下一円	肉専用種	28,311	14,647	()	—	13,664	51.7	31,290	18,900	—	—	12,390	60.4
	乳用種	11,954	7,485	()	—	4,469	62.6	12,430	9,800	—	—	2,630	78.8
	交雑種	28,128	17,613	()	—	10,515	62.6	28,900	22,700	—	—	6,200	78.5

- (4) 国産牛肉の需要の拡大
県産牛肉の3銘柄(「くまもとあか牛」「くまもと黒毛和牛」「くまもとの味彩牛」)の認知度向上及び県内の消費の拡大を図るためのPR活動やキャンペーン等を通じ、各品種の特性及び飼養条件に加え、国産飼料利用等の本県肉用牛の特色を生かした銘柄確立及び定着を図る。
また、輸出対応施設整備を進める株式会社熊本畜産流通センターを核として、生産(農場)から流通(食肉処理施設)までの工程にHACCPを導入した高度な衛生管理を構築し、これらの取組を消費者及び流通関係者にPRすることにより、本県畜産物の高付加価値化を推進する。
- (5) その他
食肉の衛生・品質管理に関する高度な知識、技術を習得した食肉処理従事者の育成を推進する。
また、株式会社熊本畜産流通センターの輸出対応施設の稼働と併せて、県産牛肉の海外への販売チャネルの拡大を図る。

熊本県告示第1050号
平成23年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成23年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。
平成23年10月21日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 平成23年度熊本県一般会計補正予算(第4号)
平成23年度熊本県の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,336,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ733,456,605千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		220,351,000	1,266,977	221,617,977
	1 地方交付税	220,351,000	1,266,977	221,617,977
2 分担金及び 負担金		5,067,126	56,797	5,123,923
	1 負担金	4,593,932	56,797	4,650,729
3 国庫支出金		102,029,886	2,989,506	105,019,392
	1 国庫負担金	42,825,890	384,555	43,210,445
	2 国庫補助金	57,600,115	2,603,938	60,204,053
	3 国庫委託金	1,603,881	1,013	1,604,894
4 繰入金		59,211,196	280,526	59,491,722
	1 基金繰入金	58,730,755	280,526	59,011,281
5 繰越金		552,112	137,995	690,107
	1 繰越金	552,112	137,995	690,107
6 諸収入		40,772,777	19,411	40,792,188
	1 雑入	3,228,546	19,411	3,247,957

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 債		千円 102,096,000	千円 585,000	千円 102,681,000
	1 県 債	102,096,000	585,000	102,681,000
歳 入 合 計		728,120,393	5,336,212	733,456,605

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円	千円	千円
		96,513,359	1,304,282	97,817,641
	1 社会福祉費	68,446,779 △	4,160	68,442,619
	2 児童福祉費	23,135,979	1,515	23,137,494
	3 災害救助費	109,733	1,306,927	1,416,660
2 衛 生 費		56,116,647	1,507,447	57,624,094
	1 公衆衛生費	39,428,436	1,500,128	40,928,564
	2 環境衛生費	14,075,643	7,319	14,082,962
3 労 働 費		8,605,060	14,724	8,619,784
	1 失業対策費	6,671,434	14,724	6,686,158
4 農 水 産 業 林 費		52,651,424	618,986	53,270,410
	1 農 業 費	11,552,270	58,533	11,610,803
	2 畜 産 業 費	2,871,055	16,619	2,887,674
	3 農 地 費	17,285,938	4,683	17,290,621
	4 林 業 費	15,477,419	539,151	16,016,570

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 商 工 費		37,238,591	6,430	37,245,021
	1 工 鉱 業 費	6,030,657	6,430	6,037,087
6 土 木 費		77,031,330	219,059	77,250,389
	1 河川海岸費	16,198,948	212,659	16,411,607
	2 都市計画費	10,723,535	6,400	10,729,935
7 警 察 費		38,651,403	1,667	38,653,070
	1 警察管理費	34,997,544	1,667	34,999,211
8 教 育 費		167,693,412	9,438	167,702,850
	1 教育総務費	28,046,360	9,438	28,055,798
9 災害復旧費		1,788,795	1,654,179	3,442,974
	1 農林水産業 災害復旧費	573,266	948,693	1,521,959
	2 土木災害 復旧費	1,215,529	692,486	1,908,015
	3 総務災害 復旧費		13,000	13,000
歳 出 合 計		728,120,393	5,336,212	733,456,605

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 河川総合開発事業 （路木ダム管理設備） 天 草 市	平成24年度 ～平成25年度	千円 360,000
	年次別内訳	
	平成24年度 平成25年度	160,000 200,000
2 永青文庫推進事業	平成24年度	12,000
3 緊急雇用創出基金事業	平成24年度	211,849

第 3 表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
耕 地 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
林 道 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	1,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	3,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 1,953,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,133,000	(補 正 前 に 同 じ)		
河 川 国 庫 補 助 事 業 費	1,792,000	方公共団体金	(但し、	半年賦元利	1,829,000			
治山災害現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	10,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	45,000			
公共土木現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	366,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	577,000			
単県治山事業費	42,000	は証券発行(他	ついで、	但し、県財	83,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	292,000	の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	利率の見 直しを行 った後に おいては、	政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	370,000			
		工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	当該見直 し後の利 率)					
計	4,455,000				5,037,000			

平成23年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）
 平成23年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,801千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,578,756千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		172,784	7,801	180,585
	1 繰 越 金	172,784	7,801	180,585
歳 入 合 計		1,570,955	7,801	1,578,756

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		1,570,955	7,801	1,578,756
	1 育 英 資 金	1,570,955	7,801	1,578,756
歳 出 合 計		1,570,955	7,801	1,578,756

平成 23 年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）
 平成 23 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,251,655 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 737,372,048 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		102,029,886	9,251,655	111,281,541
	1 国庫補助金	57,600,115	9,251,655	66,851,770
歳 入 合 計		728,120,393	9,251,655	737,372,048

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		44,123,300	9,251,655	53,374,955
	1 繰 出 金	8,273,876	9,251,655	17,525,531
歳 出 合 計		728,120,393	9,251,655	737,372,048

平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第2号）

平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,884,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,462,581千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一時金 支払関係費		千円	千円	千円
		4,744,437	10,884,300	15,628,737
	1 繰入金	4,048,572	9,251,655	13,300,227
	2 県債	695,865	1,632,645	2,328,510
歳入合計		13,578,281	10,884,300	24,462,581

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一時金 支払関係費		千円	千円	千円
		4,744,437	10,884,300	15,628,737
	1 環境費	4,639,100	10,884,300	15,523,400
歳出合計		13,578,281	10,884,300	24,462,581

第 2 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一時金支払関係 出 資 金	千円 695,865	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	千円 2,328,510	(補 正 前 に 同 じ)		

公 告

熊本県公告第540号

上益城郡甲佐町に事務所を置く麻生原堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	久米 重規	上益城郡甲佐町麻生原682
理事	長尾 耕一	上益城郡甲佐町津志田3606-1
理事	宮長 親雄	上益城郡甲佐町津志田1841
理事	喜田 忠臣	上益城郡甲佐町田口2031
理事	宮川 安明	上益城郡甲佐町田口1226-2
理事	森岡 一雄	上益城郡甲佐町田口2801
理事	宮本 浩市	上益城郡甲佐町田口4301-2
理事	牧野 照博	上益城郡甲佐町府領726
理事	牛島 廣光	熊本市城南町出水790
監事	岩木 哲夫	上益城郡甲佐町田口1820
監事	福永 和彦	上益城郡甲佐町田口2781
監事	中村 東一	上益城郡甲佐町府領57
就任		
理事	奥村 大助	上益城郡甲佐町麻生原674
理事	長尾 耕一	上益城郡甲佐町津志田3606-1
理事	葉山 寿幸	上益城郡甲佐町津志田1131
理事	喜田 健義	上益城郡甲佐町田口2031
理事	宮川 安明	上益城郡甲佐町田口1226-2
理事	森岡 一雄	上益城郡甲佐町田口2801
理事	宮本 誠也	上益城郡甲佐町田口4329-2
理事	野々口 秀信	上益城郡甲佐町府領705
理事	大河原 勇	熊本市城南町舞原753-2
監事	岩木 哲夫	上益城郡甲佐町田口1820
監事	福永 和彦	上益城郡甲佐町田口2781
監事	宮長 親雄	上益城郡甲佐町津志田1841

熊本県公告第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市西寺字古閑後1458番3、同1459番1、同1463番1、同1464番1、同1465番1、同1466番、同1466番1、同1467番1、同1467番3、同1468番1、同1468番3、同1469番、同1469番1、同1471番、同1471番1及び里道の一部
11, 798.85平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
新潟市南区清水4501番地1
株式会社 コメリ

熊本県公告第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成23年10月21日から平成23年11月4日まで玉名市役所で縦覧に供する。

平成23年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業大開地区の換地計画の決定に係る権利者会議通知書
- 2 送付を受けるべき者
 - (1) 所在不明
坂本 到
 - (2) 所在不明
酒井 栄一郎
 - (3) 所在不明
島木 守
 - (4) 所在不明
島本 善次郎
 - (5) 所在不明
井手 学
 - (6) 所在不明
山之内 住幸
- 3 縦覧に供する書類の要旨
 - (1) 権利者会議の日時 平成23年11月11日 午後1時30分
 - (2) 権利者会議の場所 玉名市横島総合支所内 横島町公民館
 - (3) 議案 県営土地改良事業大開地区の換地計画の決定
- 4 その他
1の送付すべき書類は、縦覧期間中は玉名市役所において保管し、その後は熊本県玉名地域振興局（農林水産部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成23年10月31日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

登載依頼**熊本県医療審議会公告第2号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成23年10月21日

熊本県医療審議会
会 長 福 田 稠

- 1 開催日時
平成23年10月27日（木）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 報告事項
第5次熊本県保健医療計画に定める事項について(精神科救急医療体制)
 - (2) 議案
 - ア 地域医療支援病院の名称使用の承認について
 - イ 特例病床に係る厚生労働省協議について
 - ウ 医療法人の設立認可について
 - エ 医療法人の解散認可について
 - オ 医療法人の合併認可について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2205）